

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第43回）開催される（内閣府）…………… 1
- ◆ 「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」の通知が発出される（内閣府・厚生労働省）…………… 4
- ◆ 処遇改善等加算Ⅱにかかる研修受講要件について3府省の通知が発出される（内閣府・文部科学省・厚生労働省）…………… 4
- ◆ 未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検（内閣府他）…………… 6
- ◆ 「子どもを中心に保育の実践を考える ～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～」（厚生労働省）…………… 6
- ◆ 「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」へのご協力をお願い（内閣府・厚生労働省）…………… 6
- ◆ 2019年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集中！…………… 7
- ◆ 社会福祉主事資格認定講習の募集を受付中…………… 8

◆子ども・子育て会議（第43回）開催される （内閣府）

令和元年6月25日、子ども・子育て会議（第43回）が開催され、本会・森田信司副会長が出席しました。

本会は、これまでに主張してきた意見（下記参照）を提出するとともに、保育所・認定こども園における事務負担の軽減について、意見を発言しました。

1. 幼児教育・保育の無償化について

「幼児教育・保育の無償化」の10月の実施まで期日が迫っています。保護者に混乱を招かないように、各施設が保護者へスムーズに説明できるよう、国からの説明・情報提供を早めに行っていただくようお願いいたします。

2. 子ども・子育て支援新制度の施行5年後の見直しについて

子ども・子育て支援新制度の施行5年後の見直しについては、施行から整理されていない事項があり、子ども・子育て会議においても丁寧な議論をしていただくようお願いいたします。

本会として繰り返し述べてきましたが、満3歳児の扱いについて子ども・子育て支援給付における整理が必要です。

無償化にともない、「小学校就学前の3年間分の保育料を無償化する」こととされています。保育所等を利用する子どもについて、「年度途中で満3歳になっても、翌年度の4月からの利用料が無償化され、また年度途中で満6歳になっても、その年度の3月までの利用料は無償」とされ、幼稚園・認定こども園（教育・保育給付第1号認定）については、学校教育法で定められていることや、満3歳になった時から翌4月を待たずに年少クラスに所属することも多いこと、幼稚園就園奨励費の満3歳から補助対象を根拠として「満3歳になった日から無償化の対象」とされています。ただし、幼稚園の預かり保育事業については、保育所等との公平性の観点から、住民税非課税世帯を除き、翌年度（4月）からが施設等利用給付の対象とされています（「自治体向けFAQ【2019年5月30日版】」No.53「幼稚園等の無償化対象期間」）。

給付の対象について一定の整理はされていますが、年度による年齢の考え方に統一すべきと考えます。保護者（子ども）にとってもわかりやすく、事業者にとっても運営しやすくなるのではないのでしょうか。

3. 働き方改革への対応について

保育の現場においても、保育士・保育教諭等の働き方改革への対応が必要です。地域により保育士等の雇用が難しい（保育士不足の）地域があります。保育の質を担保しつつ働き方改革に対応するため、保育士等の雇用対策の充実と全産業の労働者の平均賃金との格差解消へ向けた処遇改善について、さらなる対応を求めます。

以上

会議資料、会議当日の動画は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

国からの説明については、以下のとおりです。

- 幼児教育・保育の無償化についてこれまでの経緯が説明されるとともに、説明資料があらためて示されました（内閣府ホームページ 子ども・子育て会議（第43回）配布資料〔以下、同ウェブサイト資料〕資料1「幼児教育・保育の無償化について」参照）。
- 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格要件等を緩和する特例の延長、幼稚園教諭免許状の授与要件に係る特例について、法律が可決成立したことが報告されました（内閣府ホームページ 同 資料2「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の概要（関係部分）」参照）。
- 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律について、令和元年6月19日に可決成立したことから、改正内容が解説されました。
児童の権利擁護として、しつけにおいて体罰を加えてはならないことや、児童相談所の体制強化と設置促進、関係機関の連携強化、今後の検討項目等が示されています（内閣府ホームページ 同 資料3「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要」参照）。
- 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正案として、改正項目が示されました。
この内容をふまえて基本指針が改正され、次期の市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が本格化されます（内閣府ホームページ 同 資料4「子ども・子育て支援法に基づく基本方針の改正（案）」について）参照）。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針について、改正案が示されました。
多くの市町村等では子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定されています（内閣府ホームページ 同 資料5「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正について」参照）。
- 「2019年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」は6月下旬に調査票が発出されます。
施設の抽出調査であり、調査票が届いた際にはご回答へのご協力をお願い申し上げます（内閣府ホームページ 同 資料7「2019年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について」参照）。
- 「保育所等における人員配置基準に関する調査」は、「平成29年度地方からの提案に対する対応方針（平成29年12月26日閣議決定）」において、誕生日を迎えた時点で認定を変更し（上の年齢のクラスに入れることで）待機児童解消をねらう提案に対する調査結果と対応案が説明されています。
自治体・事業所ともに反対意見が多いことから、現状のままとする方針が説明されました（内閣府ホームページ 同 資料9「保育所等における人員配置基準に関する調査について（概要）」参照）。
- 骨太の方針2019（「経済財政運営と改革の基本方針2019」）は令和元年6月21日に閣議決定されました。
幼児教育・保育の無償化と、少子化対策、子ども・子育て支援、交通安全対策が提言されています（内閣府ホームページ 同 資料10「経済財政運営と改革の基本方針2019（抜粋）」参照）。

- 「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」は、骨太の方針 2019 と同日に閣議決定されました。交通安全対策や、保育所入園時の就労証明書について標準様式の普及率の拡大が示されています（内閣府ホームページ 同 資料 11「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ（抜粋）」参照）。
- 財政制度等審議会は、令和元年 6 月 19 日、「令和時代の財政の在り方に関する建議」を発出しました。「子ども・子育て」分野において、「公定価格の算定方式自体の在り方の検証が必要である」とし、「各々対象となる費目を積み上げる「積み上げ方式」から、実態調査等に基づき、人件費・事業費・管理費等を包括的に評価する「包括方式」への移行も検討すべき」としています。
また、土曜日の利用児童数の調査結果をふまえ、「土曜日開所に係る公定価格の減算調整について、公平性の観点から、利用実態・運営実態を反映した、よりきめ細やかな調整の仕組みを導入することが必要」と指摘しています（内閣府ホームページ 同 資料 12「財政制度等審議会建議（抜粋）」参照）。

◆「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」の通知が発出される (内閣府・厚生労働省)

令和元年 6 月 27 日、標記通知が発出されました。

幼児教育・保育の無償化が実施されるにあたり、食材料費の取扱いが変更されます。2号認定子どもの副食費について、施設が徴収することとなります。

徴収は月額で行い、目安として 4,500 円が示されました。また、「主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要」です。

「土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる」とされています。

詳細は、別添の資料 No. 1 をご参照ください。

◆処遇改善等加算Ⅱにかかる研修受講要件について 3 府省の通知が発出される (内閣府・文部科学省・厚生労働省)

令和元年 6 月 24 日、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修受講要件について」が発出されました。この通知は、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名により、保育所・幼稚園・認定こども園における処遇改善等加算Ⅱの研修要件について整理されています（別添の資料 No. 2-1）。あわせて、保育所の研修要件である「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」が一部改正されています。

保育所の研修要件として、「園内研修」については、要件を満たした場合に限り、1 分野

最大4時間が認められることとなりました。

「保育士等キャリアアップ研修の実施について」の一部改正について

(子保発 0624 第3号、令和元年6月24日)

※全保協事務局抜粋

7 その他

(6) 保育所及び地域型保育事業所が企画・実施する園内における研修（以下「園内研修」という。）の取扱いについて、園内研修を行う施設・事業者からの申請に基づき、都道府県が、その内容及び研修時間について、以下の要件を満たしていることを確認した場合には、園内研修の修了者について、対応する研修分野の研修に関して1分野最大4時間の研修時間が短縮されるものとする。

- ・研修の講師が、本ガイドラインに定める研修の講師であること。
- ・研修の目的及び内容が明確に設定されており、また、本ガイドラインに定める研修分野が設定されているとともにその内容が本ガイドラインに沿ったものとなっていること。
- ・研修受講者が明確に特定されており、園内研修を実施する保育所及び地域型保育事業所において研修修了の証明が可能であること。

また、「eラーニング」で実施する場合には、「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究(平成30年度厚生労働省委託事業)を参考にする」こととされています。

■厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係

キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務(平成30年度委託事業)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/index.html

幼稚園教諭免許所持者に対する免許状更新講習については、都道府県が認める研修について、「複数組み合わせで1つの分野の修了時間が計15時間以上に達した場合」修了したとみなすことができる、とされました。

認定こども園の研修要件として、「園内研修」は、副主幹保育教諭および専門リーダーが60時間中15時間以内を、若手リーダーが15時間中4時間以内を認めることとされています。

引き続き、認定こども園も「保育士等キャリアアップ研修」の受講により要件が満たされます。

「平成30年度以前に受講した研修の取扱い」について、加算認定自治体(加算の認定を行う都道府県、指定都市または中核市)が通知の研修受講要件と内容が同等であると認め、研修の受講が適切に確認できる場合に限り認められる、とされました。

詳細は資料No.2-1、2-2、2-3をご参照ください。

◆未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検（内閣府他）

令和元年6月18日、通知「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」が発出されました。

これは本年5月に滋賀県大津市において園児らが交通事故により死傷する痛ましい事故を受けて、子どもが犠牲とならないよう、緊急安全点検を実施するものです。

保育所・認定こども園等において、「未就学児が日常的に集団で移動する経路」について、緊急安全点検等を実施してください。

点検の結果、施設において単独で対応できる箇所（第1類型）、「通学路における緊急合同点検」において既に危険箇所として抽出されている箇所で、対策の実施が予定されている箇所（第2類型）、そして、2つの類型以外の危険箇所（第3類型）に分類します。

第1・第2類型について合同点検等の対応は必要ありません。第3類型について、道路管理者及び地元警察署等の関係機関と連携し、合同点検を実施してください。合同点検の実施結果を所管機関に報告します。実施結果をもとに、道路管理者及び地元警察署が対策を実施します。

詳細は、別添資料No.3-1、3-2、3-3、3-4をご参照ください。

◆「子どもを中心に保育の実践を考える ～保育所保育指針に基づく保育の質向上に向けた実践事例集～」 （厚生労働省）

令和元年6月25日、厚生労働省は標記実践事例集を発出しました。

改定保育所保育指針をふまえ、厚生労働省では、「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」を開催しています。各保育所等において、保育実践の充実・改善に向けた取り組みをすすめていただくため、事例集をまとめています。取りまとめには、本会副会長・村松幹子氏（全国保育士会会長）も協力しています。

基本編は「自園の保育を捉え直す」として、子どもを中心とした視点から保育を振り返り、捉え直すことを通じて、自園の現状や課題を把握し、保育実践の改善・充実に向けた今後の取り組みの方向性を明確にすることの意義を考えます。事例編は、14の事例から保育現場の課題に応じた実践を紹介しています。

詳細は、資料No.4-1、4-2をご参照ください。

◆「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」 へのご協力をお願い（内閣府・厚生労働省）

標記調査は、令和元年6月28日、内閣府から発送されました。

本調査は、子ども・子育て支援新制度の施行後 5 年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園、保育所、認定こども園および地域型保育事業所の経営実態等を把握するために、無作為に抽出された公立・私立の施設・事業所を対象として実施されます。（全数調査ではなく、調査票の届いた施設においてインターネットもしくは調査票への記入・返送によりご回答いただきます。公立施設は設置者である市区町村の所管課が回答することとされています。）

今後、子ども・子育て会議等において、新制度の見直しの議論がすすめられる際の基礎資料となる重要な調査です。会員の皆さまのお手元に調査票が届いた際には、ご回答のご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、調査に関するお問合せは、調査票に記載されているみずほ情報総研株式会社までご連絡ください。

別添の資料 No. 5-1、5-2 をご参照ください。

「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」の概要

- 調査名
幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査
- 調査実施主体
内閣府（調査票回収や質疑応答など一部の事務をみずほ情報総研株式会社に委託）
- 調査対象（無作為抽出）
幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所
- 調査の流れ
 - ・内閣府（委託事業者）から、対象施設・事業所へ調査票を直接送付
 - ・対象施設・事業所から、内閣府（委託事業者）へ回答を直接送付
 - ※公立施設については、原則、市町村の担当部局から回答
- スケジュール
 - ・令和元年 6 月 28 日（金）発送
 - ・令和元年 7 月 31 日（水）提出締切

◆2019 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集中！

全国社会福祉協議会では、2019 年度の「植山つる児童福祉研究奨励基金」研究助成を募集しています。

本助成は、児童福祉の実践処遇に情熱をもやし、自らの技術と専門性を高めるために積極的に研究活動に励む保育士等の職員の研究活動を奨励するため、研究費の一部を助成するものです。

令和元年度も「2019 年度植山つる児童福祉研究奨励基金募集要項」により研究助成の募集をしておりますので、関係者への周知をお願いいたしますとともに、より多くのご応募をお願い申し上げます。

本研究助成の成り立ち

この研究助成は、故 植山つる氏（元淑徳大学名誉教授）からのご寄付により、保育者の専門性を高めるための研究活動を奨励することを主旨として、昭和 53 年度に「植山研究奨励基金」として発足したものです。

平成元年度からは、児童福祉施設に働く保育士ならびに指導員等職員に対象を拡大し、「植山つる児童福祉研究奨励基金」と名称を改め、広く研究活動の奨励を図っています。

【申込締切】2019年8月9日（金）必着

【助成金額／対象】

	助成金額	対象（研究期間は1年間とする）
研究 A	20 万円以内	<ul style="list-style-type: none">児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設に働く職員（個人・施設・グループ・団体）児童福祉に関する自主研究
研究 B	100 万円以内	<ul style="list-style-type: none">児童福祉法第 7 条に定める児童福祉施設に働く職員（施設・グループ・団体）児童福祉に関する自主研究であり、すでに基礎的な研究を終了し、さらに成果を発展させるための共同研究であること。ただし、学識者の協力を条件とする。 <p>※ 個人を除く。また、今年度内に、同じ研究テーマで、他の研究助成の対象となっている場合も除く。</p>

※本助成事業の趣旨により、児童福祉施設に働く「職員」が助成対象のため、施設長は申請者となれません。

その他の詳細につきましては、全国社会福祉協議会ホームページに掲載の募集要項および申請書をご確認ください。

■全国社会福祉協議会／2019 年度「植山つる児童福祉研究奨励基金」募集情報

https://www.shakyo.or.jp/guide/shikin/sponsor/20190315_tsuru.html

【お問い合わせ先】

植山つる児童福祉研究奨励基金運営委員会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

Tel. 03-3581-6503 / Fax. 03-3581-6509

◆社会福祉主事資格認定講習の募集を受付中

全国社会福祉協議会・中央福祉学院では、民間社会福祉事業の現場に勤務している職員が、社会福祉主事資格を取得するための通信課程の受講者を募集しています。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格です

が、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉などの民間社会福祉事業の現場においても、福祉職員の基礎的な資格として準用されています。毎年全国から約 5,000 名の方々にご受講いただき、通信授業・集合研修のいずれについても本課程修了者の 95%の方から「満足した・充実感を得た」とのご意見をいただいております。

詳しくは中央福祉学院ホームページより『受講案内』をご覧ください。

社会福祉主事資格認定通信課程（民間・秋期コース）

- (1) 受講期間：2019 年 10 月～2020 年 9 月（1 年間）
- (2) 学習内容：自宅学習による答案作成（16 科目）、集合研修（5 日間）
- (3) 受講料：89,000 円（消費税等込額。テキスト・教材費、集合研修料含む）
- (4) 申込締切：2019 年 7 月 31 日（水）当日消印有効 ※締切日を延長しました！
- (5) 詳細・申込：中央福祉学院ホームページ
<http://www.gakuin.gr.jp/training/course305.html>
- (6) 問合せ：全国社会福祉協議会・中央福祉学院 TEL：046 - 858 - 1355